

各部課等の長 殿

総務部長

平成29年度予算編成方針について

1. 経済情勢等

内閣府が9月8日に発表した2016年4～6月期の実質国内総生産（GDP）の2次速報値は，設備投資や民間在庫投資の上振れが寄与し，前期比プラス0.2%，年率換算ではプラス0.7%と上方修正された。

また，26日に召集された第192臨時国会の安倍首相の所信表明演説では，働き方改革や子育て支援，「未来への投資」を経済成長の原動力とし，デフレ脱却を目指すこと，事業規模28兆円超の経済対策などあらゆる政策を総動員し，経済最優先の政権運営を継続する方針を示した。

2. 国政の動向等

国においては，7月24日に「2017年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」いわゆる「概算要求基準」が閣議了解され，平成29年度予算は，「経済・財政再生計画」の枠組みの下，手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこと，歳出全般にわたり，これまでの歳出改革の取組を強化し，予算の中身を大胆に重点化することを示した。

年金・医療については，高齢化に伴う増加額6,400億円を加算した範囲内で，義務的経費については，前年度当初予算の範囲内で要求，その他の経費については，前年度予算額の100分の90の範囲内で要求するよう求めている。

また「新しい日本のための優先課題推進枠」では，予算の重点化を進めるため，「1億総活躍プラン」「経済財政運営と改革の基本方針2016」等の諸課題に対応するため要望基礎額に100分の30を乗じた額の範囲内で要望できる仕組みとし，地方交付税交付金等については，「経済財政再生計画」との整合性に留意することとしている。

しかし，要求の総額に上限を設定しない概算要求のため，9月6日に公表された各省庁からの概算要求の一般会計総額は101兆4,707億円となり，3年連続100兆円超となった。基礎的財政収支の赤字額の半減など，財政健全化を達成できるのか，難し

い局面を迎えている。

3.本市の財政状況等

平成27年度の決算は、経常収支・実質収支ともにすべての会計で黒字となっており、財政調整基金に2億円の積立を行ったうえで、昨年度より2億円黒字を増やし、収支は引き続き改善している。歳入は、消費増税分の平年化による地方消費税交付金の大幅増等により、過去10年間で最大規模となり、歳出では、子ども・子育て支援制度への移行により民生費が増加している。公債費は、高額の起債の償還終了等により昨年に続き減となった。「龍ヶ崎市財政運営に関する基本指針等に関する条例」で示す各指標も、経常収支比率が昨年より0.3ポイント改善し、90.1%、積立金残高比率が1.9ポイント改善し42.5%、実質債務残高比率が10.2ポイント改善し209.0%とおおむね良好であるが、県内市平均には届いておらず、財政健全化の取組を継続していく必要がある。

平成28年度の財政見通しであるが、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税総額は前年より2億6千万円余り減となり、景気の回復もいまだ実感に乏しく、市税収入の大きな伸びも期待できない。

歳出面では、公債費や都市再生機構立替償還金などが依然として高水準で推移する中、人件費の高騰による委託料などの物件費の増、社会保障関係費の伸びも見込まれる。また、医療給付費等も年々増加していることから、国民健康保険特別会計などへの繰出金も増加傾向にある。

さらに、公共施設の更新については、保全計画を作成し中期事業計画に計画的に計上する予定であるが、緊急性のある改修工事は今年度前倒しで行うことを検討しており、投資的経費の増加も予想される。

4.平成29年度の予算編成の進め方

平成29年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、平成28年10月4日付け「平成29年度予算編成における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

- (1) 平成29年度は、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（以下、戦略プラン）の初年度であり、プランに掲げた目標と戦略に沿った施策を展開するための取組を実行するた

めの予算要求とすること。

(2) 義務的経費・経常的経費については，基本的な住民サービスの水準は維持できるように，費用対効果を把握し，事業内容や事業主体等の適否を検証し，適正な予算要求とすること。「自然増」「当然増」を過大に見込まず，今年度を上回る場合には，合理的な説明ができるようにすること。

(3) 政策的経費・投資的経費については，「中期事業計画」（「戦略プラン登載事業」「インフラ整備等」「施設更新」「情報システム」分）における一次査定を経たもの（以下，概算要望等承認事業）に財源を優先配分するものとし，その他の事業については，ゼロベースとする。

概算要望等承認事業であっても，事業の目的・効果，財源措置などを改めて検証し，真に必要な事業を厳選するものとする。

(4) 新規のソフト事業は，概算要望等承認事業のほか，法律等により義務付けられたもの，国県等により財源が担保されるものとし，単独事業にあつては，既存事業の改廃等により，所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限る。

以上を踏まえ，真に必要な事業に効果的に予算配分を行い，将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5. 平成29年度の予算編成の留意事項

(1) 条例による財政運営影響額の試算等の義務付け（条例第19条）

龍ヶ崎市では平成24年9月に「財政運営の基本指針等に関する条例」を制定し，財政の健全化に取り組んでおり，総事業費が公共施設（庁舎，学校，図書館，コミュニティセンター，体育館などの建築物）で1億円以上，社会基盤施設（道路，河川，橋りょう，下水道，公園など）で2億円以上の新設，更新，大規模改造等をしようとする場合は，財政運営影響額の試算結果（向こう30年間）及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けている。

(2) 公共施設の管理の最適化（条例第9条）

公共施設によって提供する機能について，社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため，公共施設の用途及び利用環境の改善，運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており，公共施設再編成の基本方針に留意し，長期的見通しのもと，施設の適正管理に必要な予算を要求すること。

また，利用実態を踏まえた利用環境の改善，管理運営の効率化，管理業務に留ま

らない新たな活用策，高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

(3) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収（収納）率の向上は，財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また，公共サービスの財源は，市税などにより広く負担されることが大原則であり，担税力のある者が納税せず，公共サービスを享受することは，公平性を著しく損なうものであり，目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ，全庁を挙げて適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また，使用料等は，その利用者と非利用者との負担の公平性については，利用者の応分の負担によって初めて非利用者との負担の公平性が確保されるという視点から，受益者負担の適正化についても精査すること。

(4) その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあっては，仕様書・設計書の創意工夫をはじめ，発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また，特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあっては，自主独立を旨とする経営力強化の取組を促進するなど，歳出削減による自主財源の確保にも引き続き取り組むものとする。

さらに，当市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても，本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

国や県の制度改正や動向に十分留意することとし，常に最新の情報を収集すること。

6. おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが，実際の事業について市民のニーズを把握し，内容に精通しているのは予算を要求する事業課である。予算要求にあたっては，市民のために事業を効果的に進めるため最善と思われる額を計上されたい。